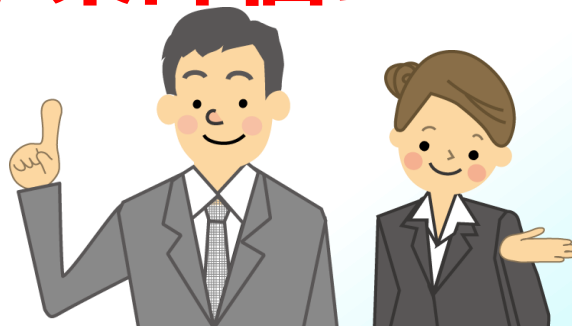


次世代育成支援地域行動計画 (後期計画)の 事業評価について



古河市子ども・子育て支援事業計画策定
庁内ワーキングチーム設立とその役割

子ども部
子育て対策課
子ども政策室



◆ I 子ども・子育て支援事業計画の記載事項

<記載事項>

必須

- 教育・保育提供区域の設定
- 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容、実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容
⇒ 認定こども園の推進について

任意

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携（児童虐待防止対策、母子・父子家庭の自立支援、障がい児施策）
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備

※ 現行の次世代育成支援地域行動計画（後期計画）について

次世代育成支援対策推進法（H17.4～H27.3＝10年間時限立法 → 10年間延長）

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することとし、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけした。

- ☞ 地方による計画策定は、子育て関連3法により新事業計画の作成が義務づけられることに伴い、任意化となる。
- ☞ その際、地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと（基本指針案）
- ☞ 次世代育成支援後期行動計画の事業項目は参考として捉えればよいと考えられる。

古河市の対応（案）

現行の後期行動計画（186事業）については、新たな行動計画を別途策定するのではなく、後期行動計画の分析・評価を実施し、**新制度の基本指針に則った項目を中心に選定**し、新制度事業計画に含める。

◆ II 庁内ワーキングチームの設立

<設立の目的>

次世代育成支援地域行動計画（後期計画）にある186事業の担当課職員（一部を除く）をワーキングチーム委員として任命し、各々の受け持つ事業について、評価・分析を行う。

評価・分析を実施した事業については、選定を経た後、新たな支援事業計画に盛り込むものとする。

<第1回会議>

右記16課（名）の職員からなるワーキングチーム会議を、6月27日（金）に開催し、186事業の分析と評価を依頼した。（7月中旬を報告期限）

<子ども・子育て会議との関係>

事業評価や選定作業については、市職員にて実施するが、事業内容については、古河市子ども・子育て会議でも広聴を求めることが肝要と考えられる。

第2回子ども・子育て会議では、186事業について各委員より広く意見を聴取し、続く第3回子ども・子育て会議にて、ワーキングチームでの事業評価内容を審議する。

このように子ども・子育て会議と庁内ワーキングチームは、**各々の審議内容をフィードバック・補完しあう関係**として捉え、より精度の高い支援事業計画の策定を目指す。

No	部 名	課 名
1	子ども部	子育て対策課
2	企画部	企画課
3	市民サービス部	市民協働課
4	環境安全部	交通防犯課
5	文化スポーツ部	生涯学習課
6	文化スポーツ部	スポーツ振興課
7	健康福祉部	福祉総務課
8	健康福祉部	障がい福祉課
9	健康福祉部	健康づくり課
10	健康福祉部	国保年金課
11	子ども部	子育て応援課
12	子ども部	上辺見保育所
13	産業部	商工政策課
14	建設部	都市計画課
15	教育部	教育総務課
16	教育部	指導課

◆ Ⅲ スケジュール（子ども・子育て会議と庁内WT）

